

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年5月8日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 事故発生日時 令和7年2月22日（土）午前7時30分頃
- 2 事故発生場所 岬町淡輪地内
- 3 損害賠償の
相手方 岬町
個人
- 4 事故の概要 2月22日午前7時17分に発生した建物火災の発生に伴い、岬町消防団が招集された。
招集に伴い、消防車両が方向転換をする際に車両を後退させたところ被害建築物へ車両後方左側が接触したため、相手方のカーポートの一部を破損させた。
- 5 損害賠償の額 対物損害賠償 14,630円

（理 由）

本件は、町長の専決処分事項の指定（平成18年3月23日議決）に定める町長において専決処分することができる事項（1件50万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。）に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年4月1日専決

岬町長 田 代 堯